

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）
（令和 5 年度～令和 9 年度）
（素案）

令和 4 年 11 月
新 宿 区

新宿区一般廃棄物処理基本計画

〈令和5年度～令和9年度〉

素案

目 次

第1章 計画改定の趣旨	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の概要	3
(1)根拠法令等	3
(2)他の行政計画との関係	3
(3)計画期間	3
(4)計画の構成	4
(5)計画の進行管理	4
第2章 計画の進捗状況と課題	5
1 計画の進捗状況	5
(1)計画目標の進捗状況	5
(2)施策の進捗状況	6
2 ごみ・資源の現況	9
(1)区が収集するごみの現況	9
(2)家庭ごみの組成	10
(3)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況	12
(4)区が回収する資源及び資源集団回収の現況	13
(5)リサイクル清掃事業に係る経費	14
3 現状から見た課題	15
(1)3Rの一層の推進	15
(2)事業系ごみの減量と資源化の推進	16
(3)社会情勢の変化に対応したごみの処理	16
第3章 基本的な考え方と計画目標	17
1 基本的な考え方	17
2 計画目標	18

第4章 取り組む施策項目 21

- 1 区民・事業者との協働による3Rの推進22
- 2 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進25
- 3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築26

第5章 食品ロス削減推進計画 28

- 1 計画の趣旨28
 - (1)計画策定の目的28
 - (2)計画の位置づけ28
 - (3)計画期間28
- 2 食品ロスの現況.....29
 - (1)国の現況29
 - (2)東京都の現況.....29
 - (3)新宿区の現況.....30
 - (4)区におけるこれまでの食品ロス削減に向けた主な取組.....34
- 3 基本的な考え方と計画目標36
 - (1)基本的な考え方36
 - (2)計画目標.....36
- 4 各主体の役割37
 - (1)区民の役割.....37
 - (2)事業者の役割.....37
 - (3)区の役割38
- 5 取り組む施策項目39
 - (1)区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進40
 - (2)食品ロス削減に関する普及啓発41
 - (3)区としての率先行動.....41

第6章 生活排水処理基本計画 42

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の目的

区は、平成 30（2018）年 1 月に、令和 9（2027）年度までを計画年度とした「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々なリサイクル清掃施策に取り組んできました。その結果、令和 3（2021）年度の区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量は、平成 27（2015）年度比で 40g（約 6.7%）減少するなど、着実に成果を出しています。

しかしながら、計画策定から 5 年が経過し、区を取り巻く状況は変化し続けています。

令和 2（2020）年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、区の総人口・外国人人口が大きく減少しています。区のごみ量にも大きな影響があり、休業要請や時短営業、テレワークの普及や会議の WEB 化促進等に伴い、令和 2（2020）年度の持込ごみ（事業所から排出される廃棄物）量が大きく減少した一方、区収集ごみ量は増加しました。このごみ量の傾向については「新たな日常」の定着に伴い、今後も一定程度継続していくことが想定されるため、廃棄物処理やリサイクルの体制を対応させていかなければなりません。

また、国や都では、主に食品ロスやプラスチックごみに関する法制度や計画、目標値の見直し等があり、区においても、これまでの施策の見直し・再構築が必要です。

さらに、区では、令和 3（2021）年 6 月 5 日の「環境の日」に、令和 32（2050）年までに区内の CO₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しており、CO₂ の削減に向け、廃棄物分野からも積極的に取り組むことが重要です。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後ごみ減量・リサイクルを一層推進し、資源循環型社会の構築を目指すため、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

図表 1-1 計画改定に係る国・都の主な動向

国際	「持続可能な開発目標（SDGs）」採択（平成 27（2015）年 9 月） 17 の目標、169 のターゲットで構成されている。17 の目標の中には、「ごみの適正管理（目標 11）」、「食品ロスの削減や資源の有効利用の推進（目標 12）」など、リサイクル清掃事業に関する目標が含まれており、地球上の「誰一人取り残さない」としている。
国	「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定（平成 30（2018）年 6 月） 持続可能な社会づくりとの統合的取組を掲げ、SDGs と関連付けた政策目標の設定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定（令和元（2019）年 5 月） 国・地方公共団体、事業者、消費者等の各主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。 「プラスチック資源循環戦略」策定（令和元（2019）年 5 月） 3R + Renewable（リニューアブル）（再生可能資源への代替）を基本原則とし、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進する。 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定（令和 3（2021）年 6 月） プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全般において、あらゆる主体によるプラスチック資源循環の取組を促進する。
東京都	「ゼロエミッション東京戦略」策定（令和元（2019）年 12 月） 令和 32（2050）年の目指すべき姿として、「CO ₂ 実質ゼロのプラスチック利用」を掲げる。 「東京都食品ロス削減推進計画」策定（令和 3（2021）年 3 月） 平成 12（2000）年対比で令和 12（2030）年に食品ロス半減、令和 32（2050）年に食品ロス実質ゼロを目標とする。 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定（令和 3（2021）年 9 月） ①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的な課題への果敢なチャレンジを三本柱とする。

2 計画の概要

(1) 根拠法令等

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、**ごみ減量・リサイクルを推進するための基本的な政策を定めるものです。**

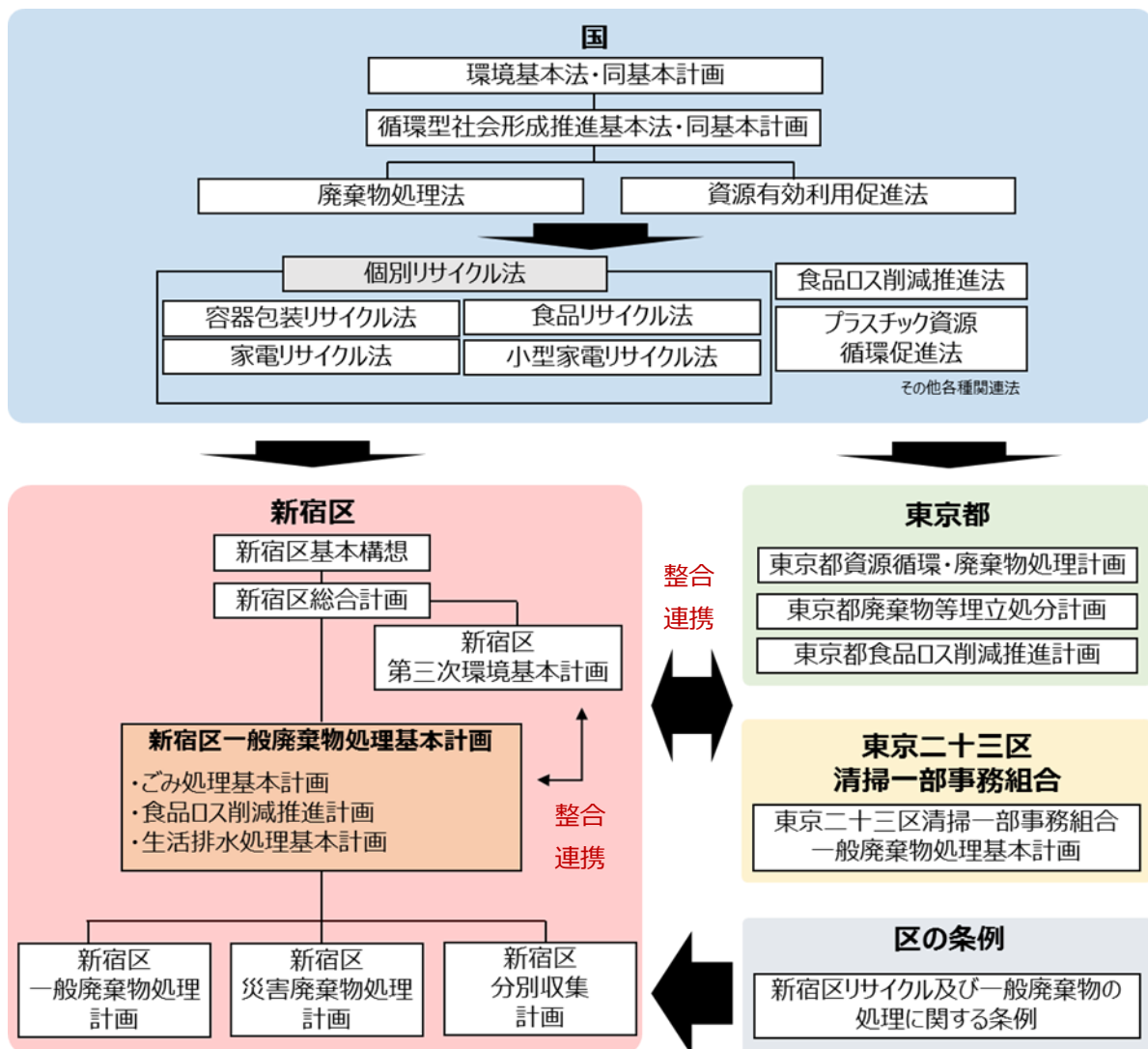
また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下、「条例」という。）第39条に規定する計画です。

(2) 他の行政計画等との関係

本計画は、「新宿区基本構想」や「新宿区総合計画」のもとに定めるものです。また、「新宿区環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

あわせて、国の「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量等に関する基本的な方針」、ごみの中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

図表 1-2 他の行政計画等との関係



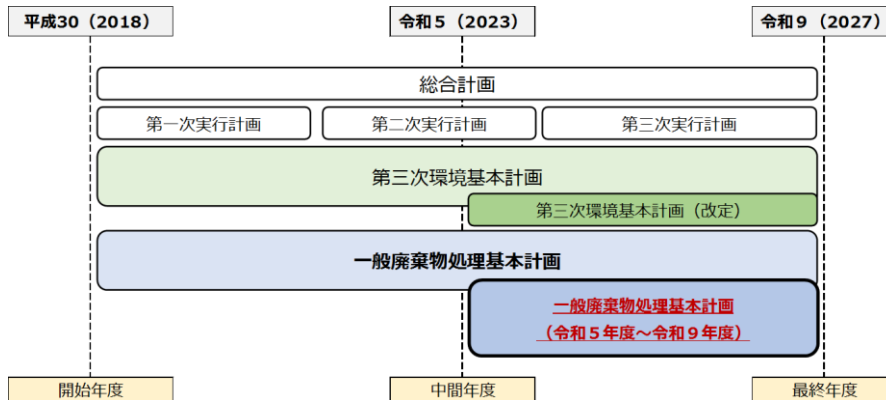
(3) 計画期間

新宿区一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間であり、改定後の計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間であります。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性など、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は毎年度定めていきます。

図表 1-3 計画期間



(4) 計画の構成

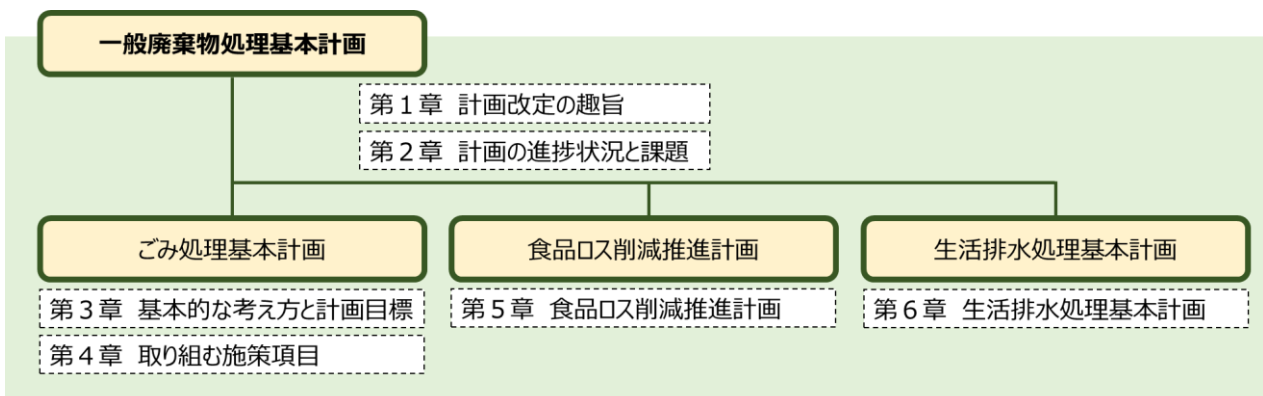
第 1 章では計画改定の目的、計画期間等の概要を示し、第 2 章では計画の進捗状況及び課題を記載しています。

第 3 章及び第 4 章は「ごみ処理基本計画」として、計画の基本的な考え方及び計画目標（第 3 章）、計画目標達成に向けて取り組む施策項目（第 4 章）を記載しています。

第 5 章は「食品ロス削減推進計画」として、「ごみ処理基本計画」に掲げた取り組む施策項目のうち、重点的な取組の一つである食品ロスの削減について、基本的な考え方及び計画目標、計画目標達成に向けて取り組む施策項目を記載しています。

第 6 章は「生活排水処理基本計画」として、し尿や生活雑排水等の生活排水に係る現状と基本方針について記載しています。

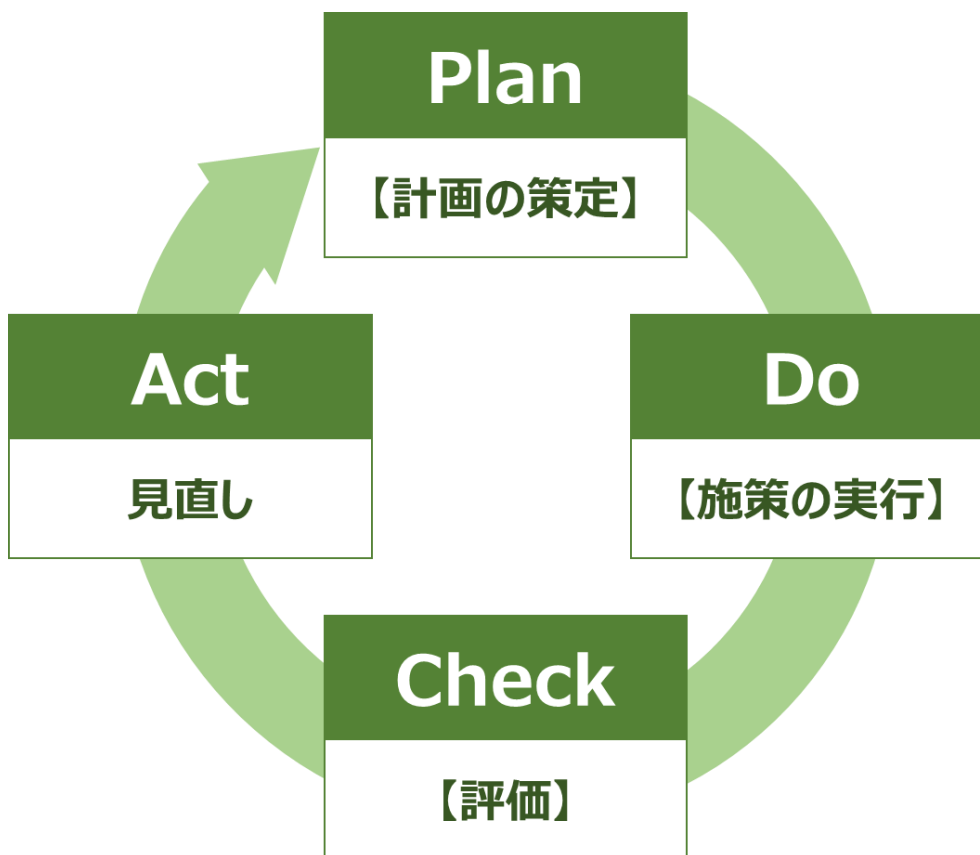
図表 1-4 計画の構成



(5) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省）を踏まえ、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、毎年度実施します。

図表 1-5 PDCA サイクルによる計画の進行管理



実施方法	実績数値や各施策の進捗状況等を基に、新宿区リサイクル清掃審議会において毎年度実施します。
評価内容	<ul style="list-style-type: none">● 基本指標（計画目標の進捗確認）<ul style="list-style-type: none">・区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量・ごみ総排出量● 取組指標<ul style="list-style-type: none">・主要な施策の進捗状況
見直しの方法	一般廃棄物処理計画（年度計画）等に反映します。

第2章 計画の進捗状況と課題

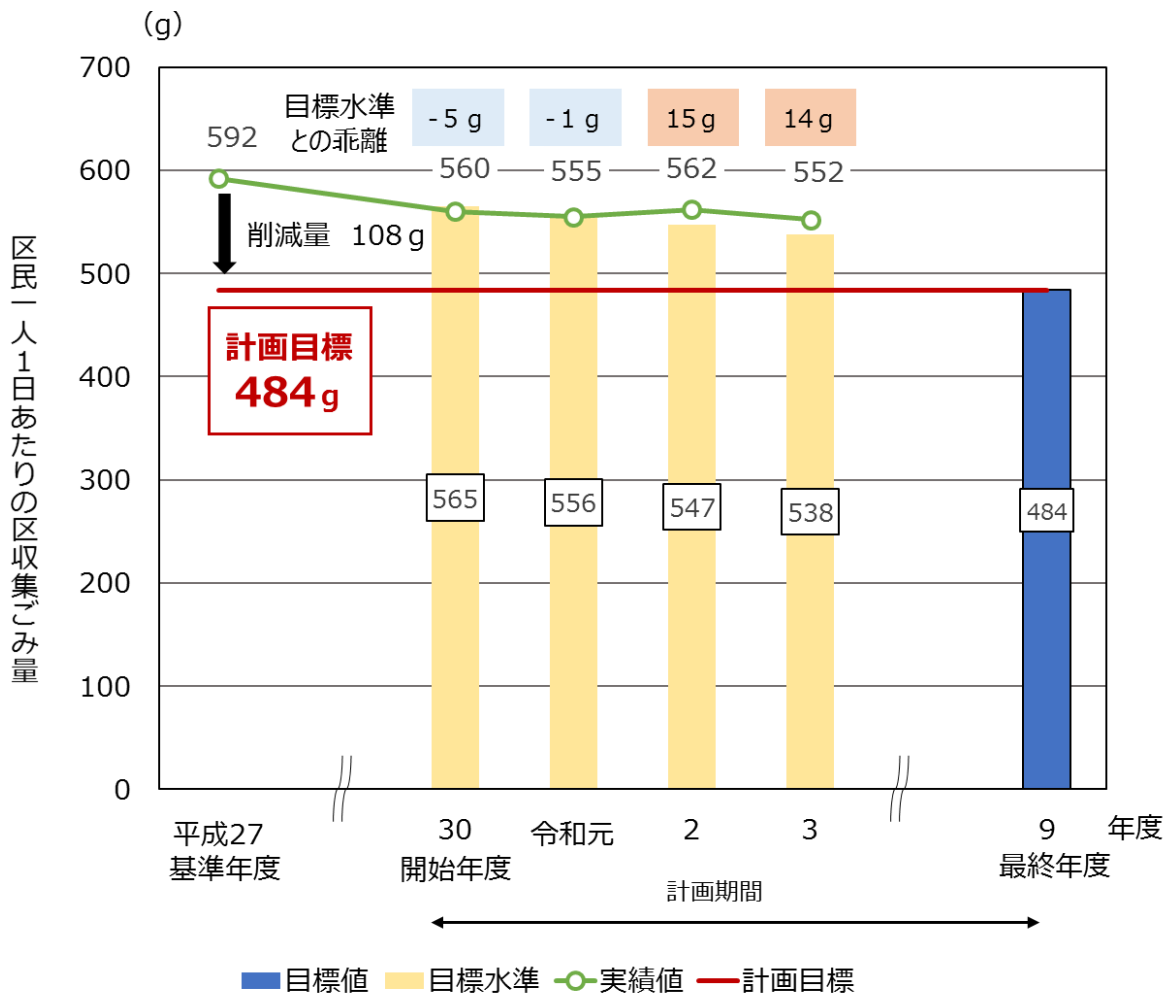
1 計画の進捗状況

(1) 計画目標の進捗状況

平成 30（2018）年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では「区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量について、平成 27（2015）年度を基準として令和 9（2027）年度までに 108g 削減し、484g を目指す」という計画目標を掲げ、リサイクル清掃事業を推進してきました。

令和元（2019）年度までは、目標達成に向けて順調に推移していました。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響により増加に転じましたが、令和 3（2021）年度は再び減少に転じており、基準年度である平成 27（2015）年度から 40g 減少しています。

図表 2-1 計画目標の進捗状況



※目標水準は、目標の削減量（108g）について、基準年度から最終年度（12年間）まで、一定量（108g ÷ 12年 = 9g）ずつ削減した場合の各年度の数値です。

(2) 施策の進捗状況

一般廃棄物処理基本計画において掲げた「取り組む施策項目」の実施状況（平成 30（2018）年度～令和 3（2021）年度）は、下記のとおりです。

図表 2-2 施策の進捗状況

1 ごみ発生抑制によるスリムな社会
①ごみ発生抑制（リデュース）の推進
●食品ロス・生ごみ問題への取組 フードドライブの実施や食品ロス削減協力店登録制度の導入等により、区民・事業者双方への意識向上を図りました。 【実績】 ・食品ロス削減協力店登録店舗数（令和 3 年度末時点）：59 店舗 ・フードドライブによる未利用食品受入量：1,562.8 kg
●消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進 地域センターまつり等のイベント時やスーパーマーケットなど多数の往来がある場において、マイバッグ持参や簡易包装商品の購入などごみの減量キャンペーンを実施し、区民意識の向上に努めました。
②不用品再使用（リユース）の推進
●リサイクル活動センターの充実 「もいちど倶楽部」や、家具リユース事業、日用品修理再生事業を実施しました。また、区民・事業者との協働によるイベントを開催しました。
●不用品再使用のための情報提供 不要になった洋服等を引き取る「洋服ポスト」をリサイクル活動センターで実施しました。
③区民・事業者・区の連携
●新宿区 3 R 推進協議会の運営 新宿エコ自慢ポイントの参加者の拡大を図るとともに、新宿駅西口イベント広場での 3 R 推進キャンペーンイベントや 3 R 推進協議会への新規加入団体参加勧誘を継続的に実施しました。 【実績】 ・新宿エコ自慢ポイント累計登録者数（令和 3 年 12 月末時点）：3,659 人
●大学・専門学校との連携 食品ロス削減シンポジウムや 3 R 推進キャンペーンイベント等において、区内の大学・専門学校等との連携した普及啓発を実施しました。
④地域で活躍する人材の育成
●環境学習の充実 新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、感染防止策に留意し実施しました。

● 人材を育成する講座等の充実

3 Rのリーダーを養成する講座を開設し、継続的に地域で活躍できる人材育成に努めました。
また、身近な生活の知恵、ものを大切に作る心や技を伝えるとともに、ごみ減量の新しい取組方法等についての講座を開催しました。

【実績】

・リサイクル活動センターにおける講座実施状況（令和3年度）

開催回数：26回 受講者数：186名

⑤ 家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

● 家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

「使い捨て型ライフスタイル」の見直しに向けたレジ袋有料化について、チラシを作成・配布したほか、区ホームページ、広報新宿等にて周知・啓発を図りました。

また、家庭ごみの有料化について、適宜検討しましたが、収集方法の変更や不法投棄増加への懸念など課題があることから実施には至りませんでした。

2 資源回収の拡充による循環する社会

① 資源集団回収の促進

新規団体への案内に努め、集団回収の促進を行いました。

【実績】

・登録団体数（令和3年度）：564団体

（内訳）町会・自治会：192団体、マンション管理組合等：372団体

② 現行の資源回収の徹底

パンフレット、リサイクル広報紙「すてないで」等により区民及び団体への周知を行いました。

③ 新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみ等の資源化拡大について検討しました。

3 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

① 事業者への指導

● 事業用大規模建築物への指導

大規模事業者へは、提出された再利用計画書を基に、立入検査を行い廃棄物処理についての是正指導を行いました。

小規模事業者へは、指導用のDVDやe-ラーニングを周知することにより研修効果を高めることに努めました。

【実績】

・立入検査件数（令和3年度）：115件

・廃棄物管理責任者講習会参加人数（令和3年度）：219人

● 少量排出事業者への指導

ごみ処理券貼付に関する指導及び繁華街地域の分別指導を行いました。

● 一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

事業活動に伴って生じた一般廃棄物を収集する一般廃棄物収集運搬業者等へ適切な許可を行うとともに、許可更新時の立入検査等を通じて指導を行いました。

<p>②事業系ごみの減量と資源化の促進</p> <p>● 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進 事業用大規模建築物への立入検査等の機会を通じ、排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進を図りました。</p> <p>● 事業系ごみの区による収集の見直し 日量基準の見直しについて検討しましたが、区収集を利用する事業者の正確な把握や周知方法等に課題があるため、実施には至っていません。</p> <p>● 拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ 特別区長会を通じて、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者による応分の費用負担を明確化するように要望しました。</p>
<p>4 適正なごみ処理を行う社会</p>
<p>①ごみの適正な分別と排出の徹底</p> <p>● 多様な普及啓発 外国人向け多言語パンフレット、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等により普及啓発を行いました。</p> <p>● ふれあい指導の強化 分別排出や事業者への指導及び周知を行いました。</p> <p>● 住宅建築時等の適正な資源・ごみ集積所等の設置 資源・ごみを適正に排出させるため、施設面での条件整備を指導しました。</p>
<p>②不法投棄への対応</p> <p>不法投棄対策用カメラの活用及び夜間パトロールを実施しました。 【実績】 ・夜間パトロール実施日数（令和3年度）：208日</p>
<p>③医療系廃棄物の適正処理の推進</p> <p>医療関係機関等への周知啓発を行いました。</p>
<p>④作業の効率化と適切な費用負担</p> <p>● 収集運搬作業の効率化 環境負荷の少ない車両の使用、適正処理困難物の対応及び「資源・ごみ集積所」の適正管理のための指導を行いました。</p> <p>● 新宿中継・資源センターの運営 金属・陶器・ガラスごみの積替施設として適切に運営しました。</p> <p>● 適切な費用負担 他区や東京二十三区清掃一部事務組合と調整しながら、ごみ処理原価を算定し、廃棄物処理手数料の適正化を図りました。</p>
<p>⑤東京二十三区清掃一部事務組合等との連携</p> <p>東京二十三区清掃一部事務組合等と連携し、環境負荷の少ない中間処理を実施するとともに、都と連携し、最終処分場の延命化に向けた施策に協力しました。</p>
<p>⑥災害廃棄物への対応</p> <p>令和2年3月に区の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定めた、「新宿区災害廃棄物処理基本計画を策定」しました。</p>

2 ごみ・資源の現況

(1) 区が収集するごみの現況

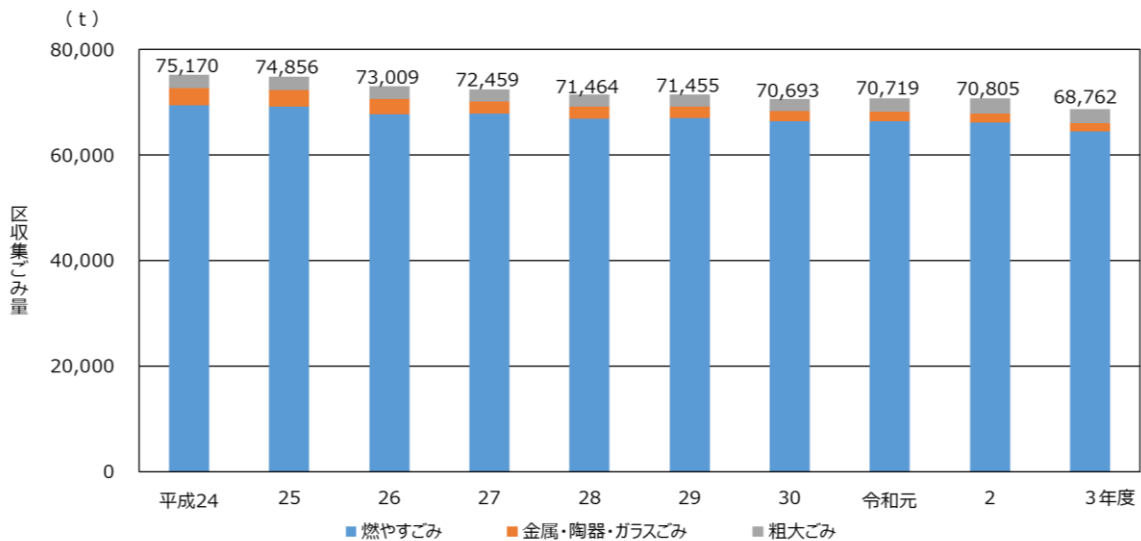
区が収集するごみ量は、平成元（1989）年度の 204,490 t をピークに年々減少を続け、令和 3 年度には 68,762 t と約 3 分の 1 となっています。

区民一人 1 日あたりのごみ量は、令和元（2019）年度まで減少していましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響等により増加しました。令和 3（2021）年度は再び減少に転じ、552 g となっています。

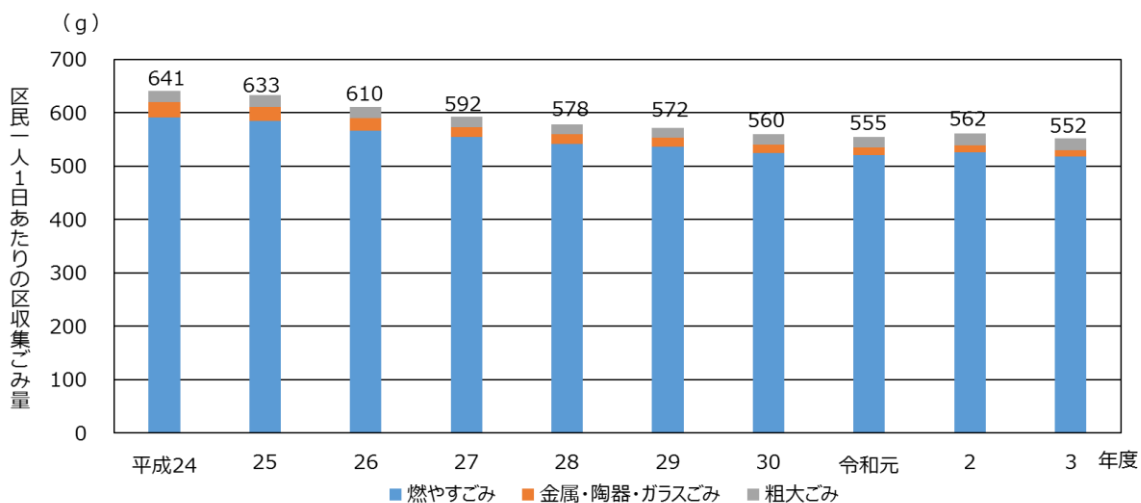
図表 2-3 区が収集するごみ量の推移

(単位：t)

種別/年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
燃やすごみ	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903	67,004	66,358	66,446	66,225	64,498
金属・陶器・ガラスごみ	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258	2,164	1,984	1,749	1,670	1,541
粗大ごみ	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303	2,287	2,351	2,524	2,911	2,723
計	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464	71,455	70,693	70,719	70,805	68,762



図表 2-4 区民一人 1 日あたりのごみ量の推移（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）



(2) 家庭ごみの組成

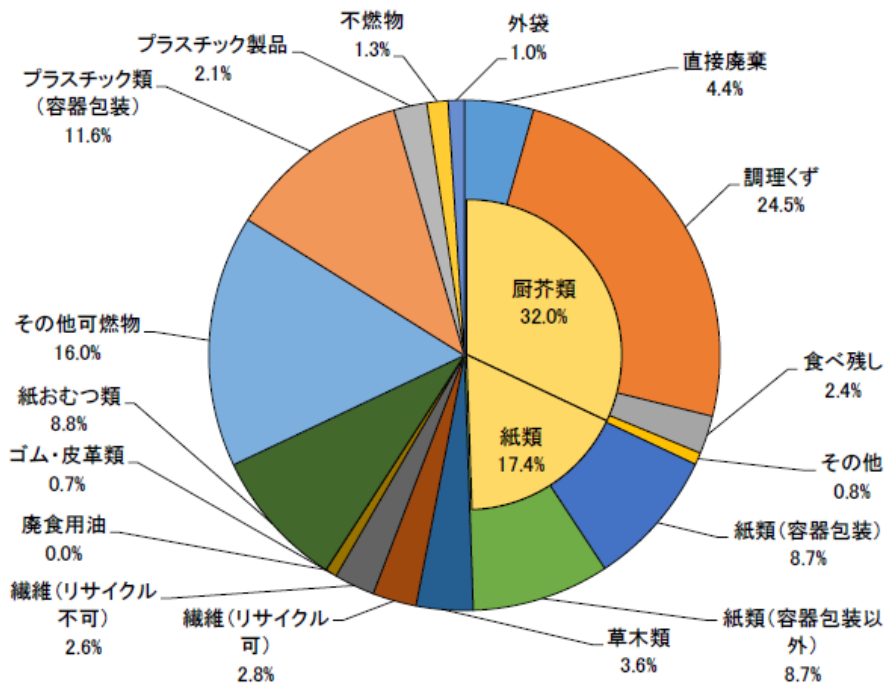
ごみの組成を見ると、燃やすごみでは厨芥類が 32.0%、紙類が 17.4%を占めており、金属・陶器・ガラスごみでは金属類が 35.8%、陶磁器・石類が 19.3%、ガラスが 15.3%となっています。

また、家庭ごみの中に含まれる資源物の割合は、燃やすごみが25.6%、金属・陶器・ガラスごみが9.8%となっています。

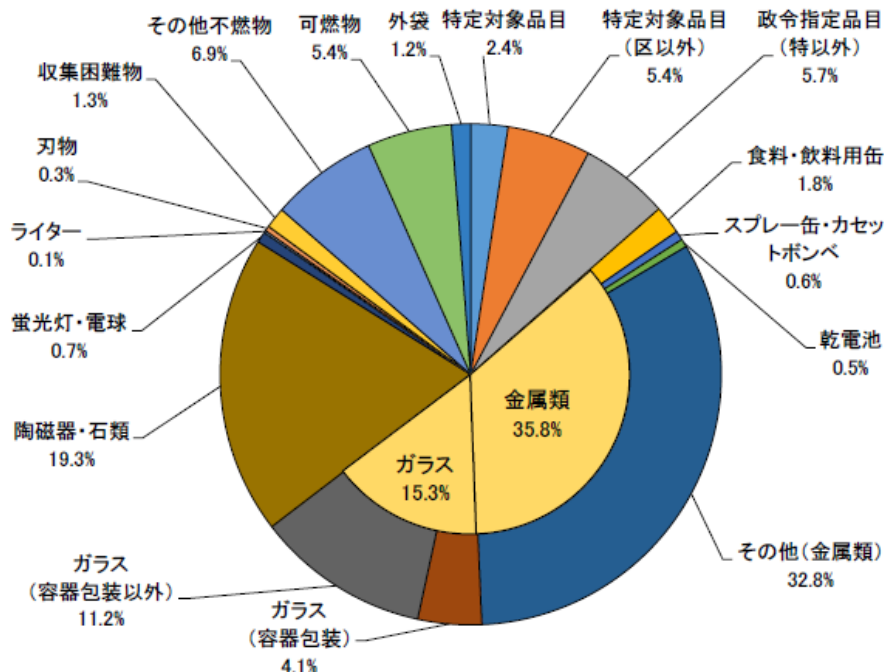
図表 2-5 令和3年度 資源・ごみ排出実態調査

●家庭ごみの組成

燃やすごみ

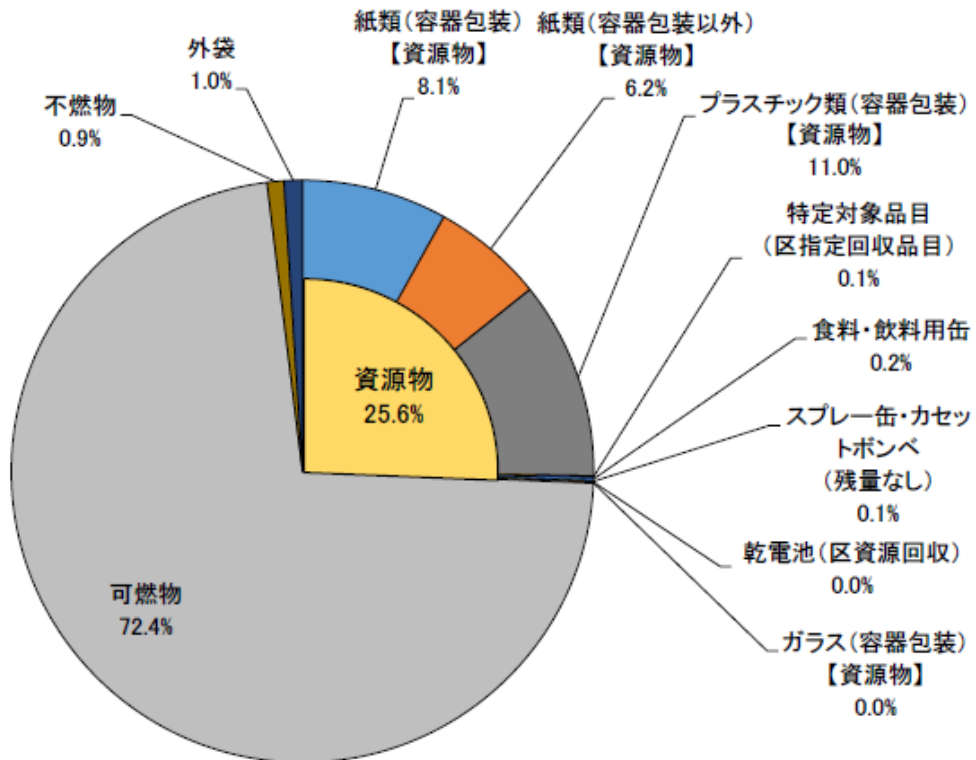


金属・陶器・ガラスごみ

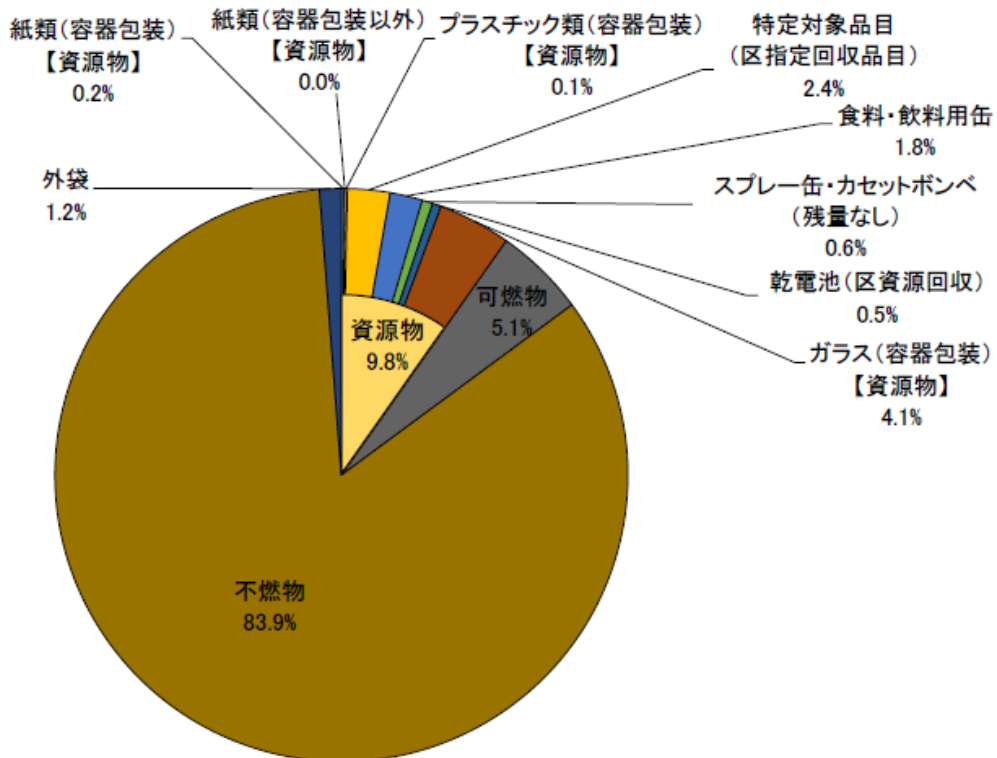


●家庭ごみの中に含まれる資源物の割合

燃やすごみ



金属・陶器・ガラスごみ



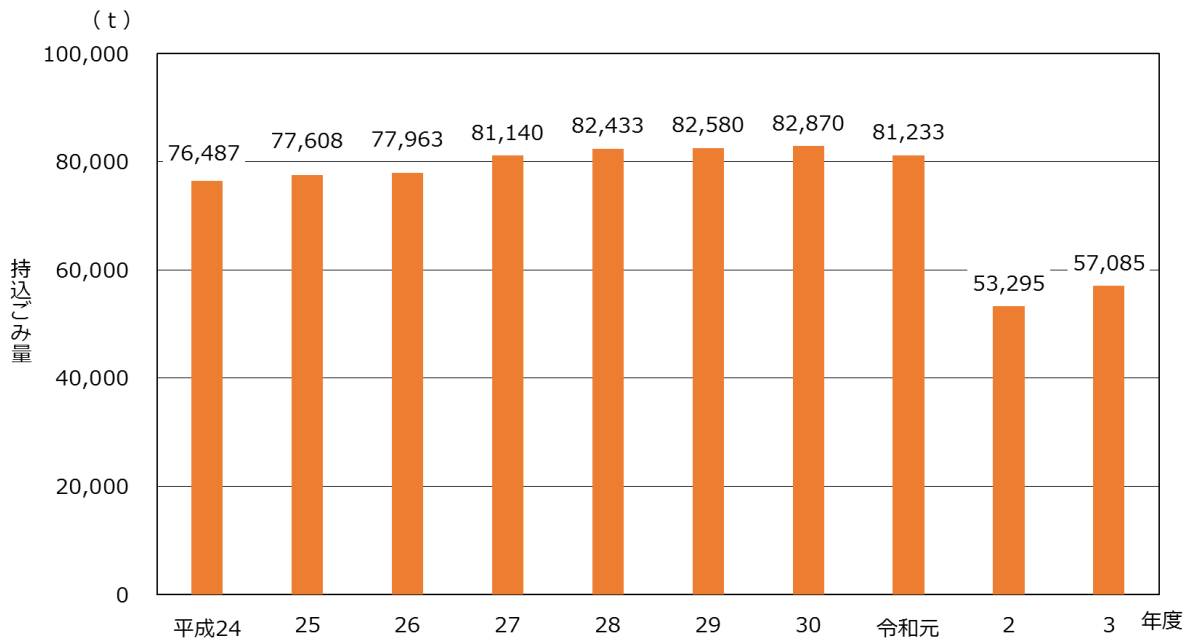
(3) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による排出事業者責任が規定されています。事業系一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自らまたは廃棄物処理業者が収集作業を行い、清掃工場に持ち込みます。持込ごみ量はここ数年、8万t程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業要請や時短営業、テレワークの普及や会議のWEB化促進等から、令和2年度及び令和3年度は大幅に減少しています。

図表 2-6 新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移

(単位：t)

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
持込ごみ量	76,487	77,608	77,963	81,140	82,433	82,580	82,870	81,233	53,295	57,085



(4) 区が回収する資源及び資源集団回収の現況

資源・ごみ集積所及び回収拠点で区が回収する資源回収と、町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた区の資源回収量は減少傾向にありましたが、E コマース（商品やサービスをインターネット上で売買するビジネスモデル）市場の拡大に伴う商品運搬用のダンボール回収量の増加などにより、令和元年度から増加に転じています。

区収集ごみ量の減少及び資源回収量の増加により、令和3年度の資源化率は23.6%となっており、計画開始年度の平成30年度から2.0%上昇しています。

図表 2-7 新宿区内の資源回収量の推移

(単位：t)

種別/年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3		
資源 集団 回収	新聞紙	3,394	3,323	3,137	2,950	2,793	2,607	2,379	2,137	1,821	1,808	
	雑誌	1,796	1,760	1,694	1,737	1,720	1,661	1,569	1,546	1,550	1,461	
	段ボール	943	1,006	1,046	1,148	1,224	1,273	1,313	1,364	1,623	1,648	
	紙パック	9	9	10	10	10	11	12	10	10	11	
	その他紙	97	89	80	74	71	72	64	53	38	32	
	紙類計	6,239	6,187	5,966	5,918	5,816	5,625	5,336	5,110	5,042	4,959	
	布類	108	102	101	105	100	109	108	117	54	41	
	アルミ缶	105	111	117	113	121	124	134	131	149	155	
	スチール缶等	13	14	14	14	18	19	21	25	16	16	
	金属合計	118	124	131	127	139	143	155	156	165	171	
	びん類	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055	5,877	5,599	5,382	5,261	5,171	
	区 の 資源 回収	古紙 (新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	5,990	6,095	6,000	6,003	5,817	5,890	5,703	6,259	7,242	7,214
		びん・缶 (スプレー缶・カセットボンベ含む)	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777	4,641	4,448	4,484	4,937	4,796
乾電池		51	53	54	66	63	65	70	70	75	72	
ペットボトル		1,420	1,444	1,387	1,303	1,390	1,471	1,598	1,667	1,742	1,806	
容器包装プラスチック (白色トレイ含む)		1,665	1,645	1,673	1,808	1,736	1,658	1,619	1,640	1,751	1,780	
使用済小型電子機器等				1	1	1	22	187	343	406	357	
蛍光灯 (水銀使用製品含む)						41	41	42	38	38	32	
金属分			85	275	264	243	214	198	124	97	81	
小計	13,691	14,038	14,249	14,326	14,068	14,001	13,865	14,625	16,287	16,137		
計	20,160	20,452	20,447	20,476	20,123	19,879	19,464	20,007	21,548	21,309		

※ 1 資源集団回収：町会、自治会、マンション管理組合などが、回収品目・場所・日時を決め、回収業者に引き渡す、自主的なりサイクル活動

※ 2 古紙の集積所回収は、平成 11 年 11 月から実施

※ 3 白色トレイの集積所回収は、平成 18 年 6 月から実施

※ 4 ペットボトルの店頭回収は平成 9 年 4 月から平成 27 年 2 月まで実施

※ 5 容器包装プラスチックの回収は、平成 19 年 4 月より一部地域でモデル実施。平成 20 年 4 月から区全域で実施

※ 6 スプレー缶、カセットボンベ（びん・缶に含む）の回収は、平成 22 年から実施

※ 7 使用済小型電子機器の回収は、平成 25 年 11 月から実施

※ 8 びん・缶、ペットボトル、紙パック、白色トレイ及び乾電池は、平成 27 年度に拠点回収から集積所回収に変更

※ 9 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(5) リサイクル清掃事業に係る経費

リサイクル清掃事業に係る経費は、都からの清掃事業移管以降減少していましたが、ここ数年は増加傾向となっています。区民一人あたりの経費についても増加傾向にあります。また、1 kg あたりのごみ処理・資源化経費についても、増加傾向となっています。

図表 2-8 リサイクル清掃事業に係る経費

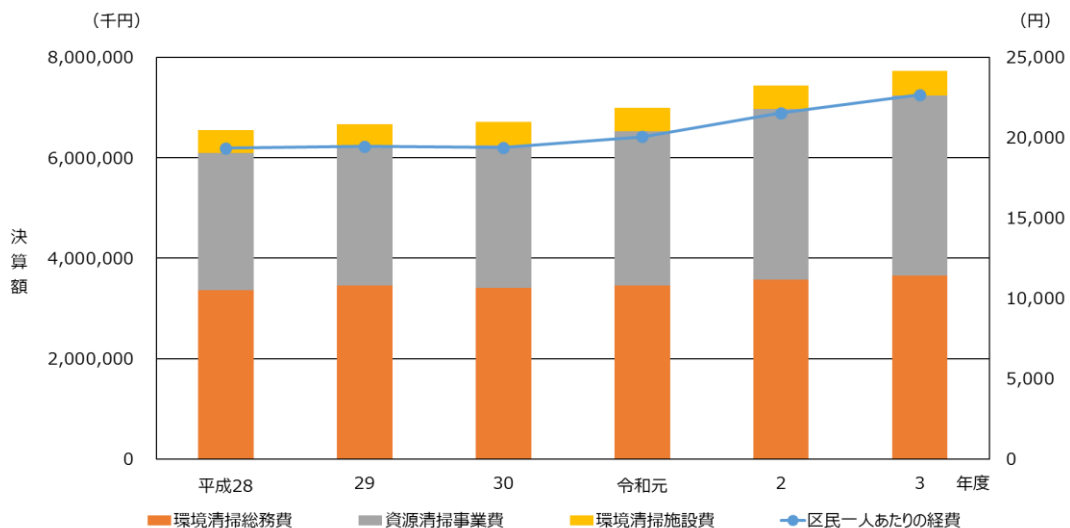
(単位：千円)

年度		平成28	29	30	令和元	2	3
総経費 (千円)		6,550,243	6,662,012	6,708,943	6,990,820	7,437,369	7,733,161
内訳	環境清掃総務費	3,356,755	3,452,089	3,410,940	3,451,164	3,567,507	3,650,149
	資源清掃事業費	2,735,532	2,770,512	2,830,393	3,077,836	3,406,961	3,590,183
	環境清掃施設費	457,956	439,411	467,610	461,820	462,901	492,829
区民一人あたりの経費 (円)		19,351	19,463	19,381	20,063	21,543	22,663

環境清掃総務費：人件費、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合への分担金など

資源清掃事業費：資源回収・ごみ収集作業に係る経費

環境清掃施設費：リサイクル清掃施設の維持管理に係る経費



図表 2-9 新宿区の 1 kg あたりの処理経費の推移

(単位：円)

年度		平成 29	30	令和元	2	3
ごみ処理経費		69	70	73	74	未確定
資源化経費	びん類	100	109	120	143	
	スチール缶	101	102	119	159	
	アルミ缶	39	40	73	121	
	ペットボトル	109	106	136	166	
	容器包装プラスチック	187	193	199	195	
	古紙	24	26	28	27	
資源集団回収経費		13	13	13	13	

3 現状から見た課題

(1) 3Rの一層の推進

これまでの取組により区民一人1日あたりのごみ量は減少していますが、減少量は鈍化傾向にあります。計画策定後の国や都の動向などを踏まえ、特に下記3点から3Rをより一層推進していく必要があります。

①食品ロスの削減

食品ロスは、単に食料の無駄というだけでなく、気候変動や貧困・飢餓など様々な問題に関係しています。

「令和3年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが6.8%を占めています。

令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、これまでの取組を一層推進していく必要があります。

②プラスチックごみの削減・資源化

プラスチックは、素材の特性から様々な製品に利用され、生活を便利にしている一方、海洋プラスチックごみや焼却に伴う温室効果ガスの発生などが世界的な問題となっています。

「令和3年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、容器包装プラスチックが11.6%、プラスチック製品が2.1%であり、プラスチックごみが13.7%を占めています。

令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、使い捨てプラスチックをできるだけ使わないライフスタイル・事業活動への転換を推進することが必要です。さらに、すでに資源化している容器包装プラスチックと併せて、現在清掃工場で焼却しているプラスチック製品についても、分別回収・資源化を図る必要があります。

③家庭ごみの分別の徹底

「令和3年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、燃やすごみに含まれる資源物（容器包装プラスチック、紙類等）の混入割合が25.6%、金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物（びん・かん、小型電子機器等）の混入割合が9.8%となっています。

平成28（2016）年度の前回調査結果と比較すると、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみともに、資源物混入割合は減少していますが、更なるごみ減量・資源化の推進のため、より一層、適正な分別を徹底する必要があります。

(2) 事業系ごみの減量と資源化の推進

「令和3年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、区から発生するごみの6割以上が事業系ごみとなっています。

延床面積1,000㎡以上の大規模事業者に対しては、引き続き再利用計画書の提出や立入検査等を通じてごみ減量及びリサイクルの取組を推進する必要があります。

また、小規模事業者、特に歌舞伎町などの繁華街地域においても、業種などの事業所の特性に応じた排出指導が重要となります。

(3) 社会情勢の変化に対応したごみの処理

今後発生が予測される首都直下型地震や新型コロナウイルス感染症の影響下においても、安定的にごみを処理できる体制を構築する必要があります。

また、高齢化に伴い戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集の需要が高まることが予測されるため、これらを安定して継続できる体制を構築する必要があります。

第3章 基本的な考え方と計画目標

1 基本的な考え方

本計画では、新宿区総合計画及び新宿区環境基本計画に掲げる「資源循環型社会の構築」の実現に向けて、2つの基本的な考え方に基づき進めていきます。

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

平成 29 年 12 月に策定された新宿区総合計画では、区の基本政策の一つとして「賑わい都市・新宿の創造」を掲げ、その中の個別施策として「資源循環型社会の構築」を掲げています。今後の区のみちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある貴重な資源を効果的に利用するための持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の 3 R（スリーアール）の中でも、ごみ発生抑制が最も重要です。

環境への負荷を抑え、効果的・効率的に事業を実施する

区が行う全ての事業は、環境への配慮を徹底するとともに、効果的・効率的な運営を追求していかなければなりません。一方で、清掃事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。区は、環境への負荷を抑えた上で、先進的な取組を行う民間事業者との連携や収集体制の見直しなど、効果的・効率的に清掃事業を実施していくことが必要です。

計画の改定に当たっては、計画策定時から社会状況などが変化していることを踏まえ、従来からの基本的な考え方に効果的な事業運営の観点を加えるとともに、計画策定時の想定の見直しや新たな目標を設定します。

区の多様な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実感できるような目標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組の見直し・再構築・新規施策を実施していきます。

2 計画目標

本計画の2つの基本的な考え方を実現するためには、区のみではなく区民や事業者と協働して取り組んでいく必要があり、その取組には、分かりやすいスローガンとなる目標が必要です。これを踏まえ、目標1として、前計画に引き続き「区民一人1日あたりの区収集ごみ量」を設定します。

また、区から発生するごみの6割以上が事業系ごみとなっており、区収集ごみ以外の事業系ごみ（持込ごみ）についても減量・資源化を推進していく必要があります。そのため、新たに目標2として、「ごみ総排出量」を設定します。

目標1 区民一人1日あたりの区収集ごみ量

令和9（2027）年度までに108g（約19%）削減し、444gを目指す。

【令和3年度比】

目標2 ごみ総排出量（区収集ごみ量+持込ごみ量）

令和9（2027）年度までに約1.1万t（約9%）削減し、114,207tを目指す。

【令和3年度比】

※目標値は、単純推計した場合の資源・ごみ量の推計に加えて、下記の取組を一層推進した場合の削減量を算出し、設定しました。

- 現行のまま推移した場合の減：23g
- 更なる取組の推進による減：85g

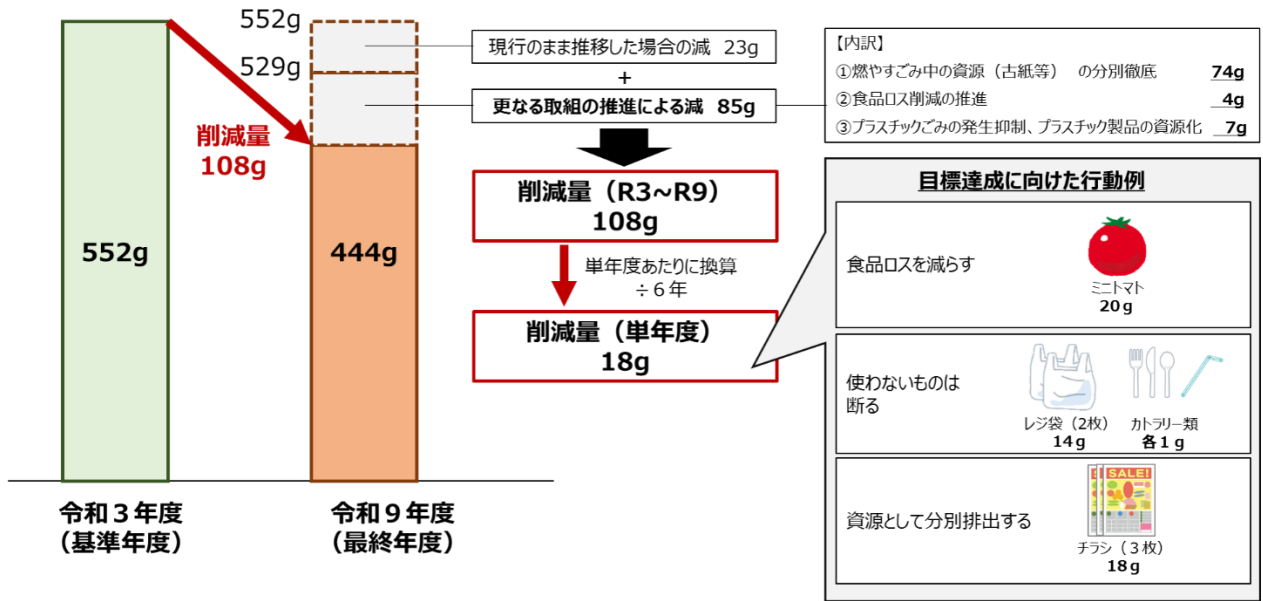
【内訳】

- ・燃やすごみ中の資源（古紙等）の分別徹底➡74g
- ・食品ロス削減の推進（「第5章 食品ロス削減推進計画」に掲げる目標の達成）➡4g
- ・使い捨てプラスチックの発生抑制、プラスチック使用製品廃棄物の資源化➡7g

※持込ごみ量については、更なる取組の推進による区収集ごみ量の削減率（16%）と同等の削減率を目指すものとした。

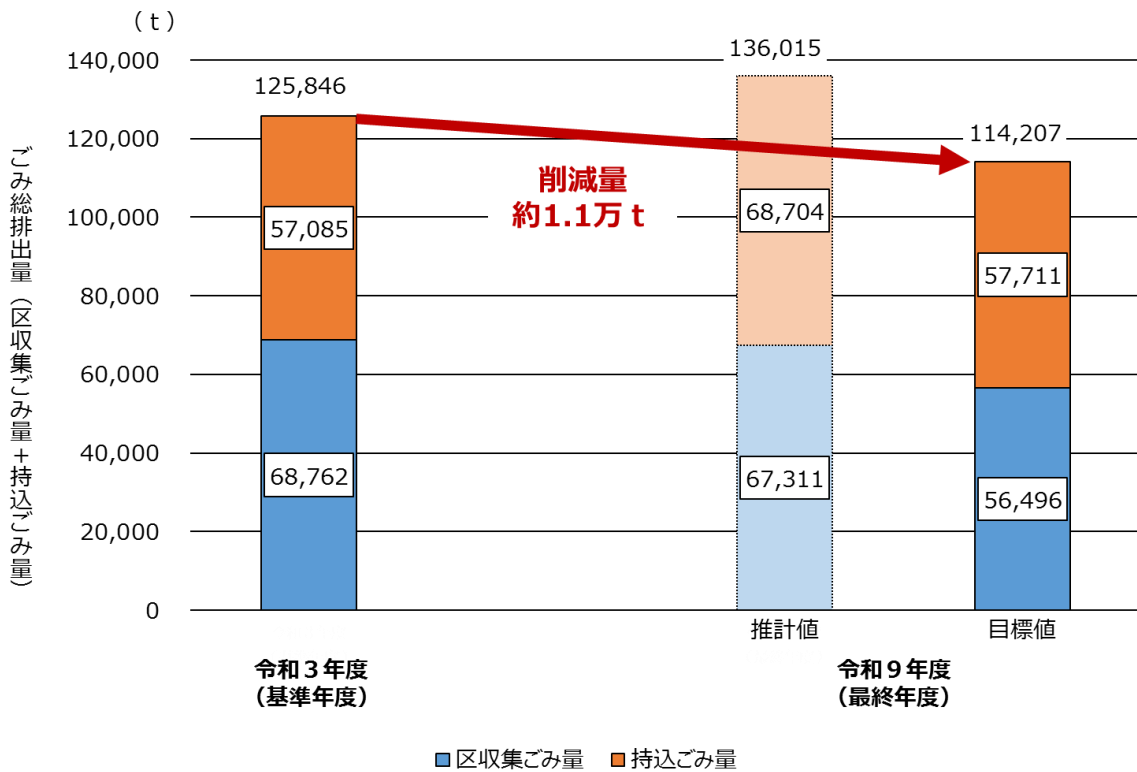
図表 3-1 計画目標のイメージ

目標 1 区民一人1日あたりの区収集ごみ量



※単年度の削減量（18g）は、毎年一定量を削減した場合を想定しています。

目標 2 ごみ総排出量（区収集ごみ量+持込ごみ量）



図表 3-2 目標を達成した場合の資源・ごみ量

種別/年度	令和3 (2021)	令和9 (2027)	
	【実績値】	【推計値】	【目標値】
人口 (人)	341,222	347,658	347,658
区収集ごみ量 (t) …【a】	68,762	67,311	56,496
区民一人1日あたり (g/人日)	552	529	444
持込ごみ量 (t) …【b】	57,085	68,704	57,711
区民一人1日あたり (g/人日)	458	540	454
ごみ総排出量 (t) …【a+b】	125,846	136,015	114,207
区民一人1日あたり (g/人日)	1,010	1,069	898
資源回収量 (t) …【c】	21,309	19,850	30,157
区民一人1日あたり (g/人日)	171	156	237
総排出量…【a+b+c】	147,155	155,865	144,364
区民一人1日あたり (g/人日)	1,182	1,225	1,135
資源化率 (%) …【c/(a+c)】	23.6	22.8	34.8

※計画目標は 部分

※人口推計については、新宿自治創造研究所の推計結果を使用

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

第4章 取り組む施策項目

基本的な考え方に基づき、現状から見た3つの課題への取組を推進していきます。
具体的な施策の実施にあたっては、次の3つの柱を軸とします。

1 区民・事業者との協働による3Rの推進
① 食品ロス削減の推進
② プラスチックごみ等の発生抑制（リデュース）
③ 不用品再使用（リユース）の促進
④ 区民・事業者・区の連携
⑤ 地域で活躍する人材の育成
⑥ 区による資源回収の充実
⑦ 地域主体の資源集団回収の促進
⑧ ごみの適正な分別と排出の徹底
2 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進
① 事業者への指導
② 事業系ごみの減量と資源化の促進
3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築
① 不法投棄への対応
② 医療系廃棄物の適正処理の推進
③ 作業の効率化と適切な費用負担
④ 東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
⑤ 災害廃棄物の迅速な処理

1 区民・事業者との協働による3 Rの推進

区民・事業者の協力のもと、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの発生自体を抑えるとともに、発生したごみは再利用（リサイクル）することで、資源を無駄にしない循環型社会を実現します。

①食品ロス削減の推進

区民・事業者・区が協働し、「もったいない」の意識のもと食品ロスの削減を推進します。
取り組む施策項目については、第5章の「食品ロス削減推進計画」にとりまとめます。

②プラスチックごみ等の発生抑制（リデュース）

新宿区3 R推進協議会等と連携し、事業者に対し、使い捨てプラスチックをできるだけ使わない事業活動への転換や使用の合理化を働きかけるとともに、区民には、事業者の取組への理解・協力を促します。

また、使い捨てプラスチック削減に関する優良事例を紹介します。

③不用品再使用（リユース）の促進

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄りリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営や大型家具等の再生販売・日用品修理再生事業などを行うとともに、3 Rに取り組む区民活動の支援を行っていきます。

さらに、不用品の譲渡に関する情報サイトを運営する民間事業者と連携し、一層のリユース促進に向けた取組を推進します。

④区民・事業者・区の連携

○新宿区3 R推進協議会の運営

3 R推進キャンペーンイベントの開催や「3 R協働宣言」による「3 R行動計画書」の作成などにより、3 Rの推進に対する意識向上と実践を目指すために、区民・事業者・区が情報共有・連携し、更なるごみ減量の取組を検討していきます。

○「新宿エコ自慢ポイント」の拡充

食品ロスやプラスチックごみの削減など、様々な「エコな行動」に対してインセンティブを与えるため、ポイント付与の対象となる活動の追加・見直しを行います。

また、アプリの導入など、より多くの区民の利用を促進するための手法について検討します。

○大学・専門学校との連携

3 R活動の推進役である、区内の大学・専門学校等との連携を図り、普及啓発について協働し更なる情報発信を実施していきます。

⑤地域で活躍する人材の育成

○環境学習の充実

これからの区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクルの学習・教育を充実させるため、教育機関や地域と連携を図り、小学校・幼稚園・保育園等での環境教育、中学生の職場体験の受入れ等を実施していきます。

○人材を育成する講座等の充実

地域にある大学や地域団体等と連携し、3 Rに関する講習会や講座を充実させ、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していきます。

さらに、講習会・講座を受講した人材が3 R実践を広めていけるよう地域団体を支援していきます。

⑥区による資源回収の充実

○プラスチック使用製品廃棄物の資源化の拡大

現在、燃やすごみとして排出され、清掃工場で焼却しているプラスチック製品について、すでに資源化している容器包装プラスチックと併せて、令和6（2024）年度までに分別回収・資源化を開始します。今後、より多くのプラスチック使用製品廃棄物の資源化を図ります。

○新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化の拡大について検討します。

⑦地域主体の資源集団回収の促進

地域団体による資源集団回収は、区による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化にも役立っていますが、団体の役員への負担や回収回数が限られるなどの課題もあります。

現在、区では資源集団回収を推進するため、実践団体に向けて報奨金や支援物品の支給を行っています。また、町会・自治会やマンション管理組合等の団体種別ごとに団体数や活動状況を把握し、課題の分析を行っています。その分析結果を踏まえ、今後も広報等による資源集団回収の活動内容等の周知などにより町会・自治会とマンション管理組合等へ新規登録を効果的に働きかけていきます。

⑧ごみの適正な分別と排出の徹底

○資源としての「古紙」回収の促進

燃やすごみに含まれる資源のうち、最も高い割合を占める古紙について、区民が分別排出しやすくなる環境整備について検討します。

○多様な普及啓発

外国人人口や区民の転出入、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な普及啓発が必要です。

区の関係組織や国際交流組織、不動産業者などと連携し、それぞれの地域の特性に合わせた普及啓発を行います。また、広報新宿、リサイクル広報紙「すてないで」の他、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」など、様々な媒体を活用した周知活動を行い、ごみ・資源の分別排出の方法や3Rの重要性をアピールしていきます。

○ふれあい指導の強化

ふれあい指導の体制を見直し、分別排出の指導を一層強化していきます。

2 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業者への排出指導等を行い、事業者が主体的にごみの減量・資源化を推進する社会を実現します。

①事業者への指導

○事業用大規模建築物への指導

平成 24 年度から再利用計画書の提出を延床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物から 1,000 m²以上に拡大し、令和 3 年 4 月現在、1,419 件（1,000 m²～3,000 m² : 670 件、3,000 m²以上 : 749 件）の事業者を把握しています。

計画書の提出がない 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対し計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促していくとともに、提出された計画書に基づき立入検査を行い、適正分別の徹底及び再利用率の向上を図るため指導していきます。また、都の「3R アドバイザー」事業と連携するなど、より実効性のある排出指導について検討します。

○少量排出事業者への指導

区の収集を利用する少量排出事業者へごみ減量と資源化を指導していきます。事業者の排出実態を把握し、効果的な指導を実施していくために、事業者の登録制度の導入も検討していきます。

また、繁華街地域では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間（保管庫等）の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など適正な資源・ごみの排出を地域主体で誘導します。

○一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

区内事業者から排出される一般廃棄物を収集する一般廃棄物収集運搬業者等への許可・指導を行い、廃棄物の適正な処理を図ります。

②事業系ごみの減量と資源化の促進

○事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業活動から生じるごみは、事業者の自主的な取組で資源化を進め減量する必要があります。事業系ごみの事業者の排出者責任を明確化するとともに、一層の適正排出と分別を推進します。

○事業系ごみの区による収集の見直し

現在区が収集している排出日量 50kg 未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、行政による収集から民間業者収集への切り替え（排出者責任に基づく処理）を進めていく必要があります。そのため、事業者の理解と協力のもと、日量基準の見直しを検討していきます。

○拡大生産者責任の考え方にに基づく国や事業者への働きかけ

行政の行っているごみリサイクル処理費用について、拡大生産者責任の考え方にに基づき事業者の負担を義務付けるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていきます。

3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築

変化する社会情勢の中でも、安定的なごみ処理体制を維持し、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現します。

①不法投棄への対応

資源・ごみ集積所に出された分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域住民の協力を得ながら、警告シールの貼付、警告看板の掲示、不法投棄対策用カメラの活用、**夜間パトロールの実施**等、きめ細かな排出指導を行います。

②医療系廃棄物の適正処理の推進

在宅医療の拡大に伴い、医療系廃棄物の処理方法について、区で作成した「感染性廃棄物を適正に処理するために」（冊子）を活用して医療関係機関等への周知・啓発の徹底を図ります。

③作業の効率化と適切な費用負担

○収集運搬作業の効率化

資源・ごみ量や排出された内容物の状況に合わせた収集体制を整備することで、作業の能率向上を図ります。また、大学・専門機関等の協力のもと ICT 技術を活用した作業効率化について検討します。

○新宿中継・資源センターの運営

金属・陶器・ガラスごみの搬入状況を踏まえ、機能の拡充について検討し、施設の有効活用を図っていきます。

○適切な費用負担

事業系ごみや粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合性を図り、排出者責任の原則に基づく適切な費用負担を求めていきます。

○家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルへの区民の当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側もごみとなる部分が少ない商品を提供するように誘導され、ごみの発生抑制効果が期待できます。

また、新宿区リサイクル清掃審議会でも、家庭ごみの有料化はごみの発生抑制手法として有効性があると評価しています。

しかし、有料化は区民から直接負担を求めるだけでなく、ごみの収集方法についても、集積所方式から戸別収集に変更する必要があることから、区民との十分な意見交換が必要です。また、不法投棄の増加などの懸念もあり、隣接区との調整が必要となります。

こうしたことを踏まえ、幅広い意見の聴取に努めながら、**引き続き検討**していきます。

④東京二十三区清掃一部事務組合等との連携

清掃工場を持たない区として、清掃工場を管理運営する東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会のほか、東京都など関係機関と綿密に連携し、円滑な清掃事業の推進を図ります。

⑤災害廃棄物の迅速な処理

令和2（2020）年3月に策定した「新宿区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害により生じる廃棄物を迅速に処理します。また、発災時に混乱が生じないよう、災害廃棄物の排出方法について平時から区民に広く周知していきます。

第5章 食品ロス削減推進計画

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

「食品ロス」とは、本来まだ食べられるにも関わらず、売れ残り、消費期限切れ、食べ残しなどの理由で廃棄されてしまう食品のことです。

国連食糧農業機関（FAO）によると、世界では毎年約 13 億 t の食品ロスが発生しており、膨大な資源の無駄と温室効果ガス増大の要因になっています。一方で、飢餓や栄養不足の状態にある人が 8 億 2 千万人以上いると推定されています。平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）では、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」と目標設定されるなど、食品ロスの削減は国際的にも重要な取組課題となっています。

国においても、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方自治体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととされています。

新宿区には、30 万人以上の区民が暮らし、その倍以上の昼間人口が集まる商業の高度集積地です。飲食店をはじめ、ホテル、食品販売店、百貨店といった食品関連の事業所も多数集まっています。区の一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、食品ロスの削減は重要な取組課題となります。

こうした状況を踏まえ、「新宿区食品ロス削減推進計画」を策定し、区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減を進めていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として位置付けます。なお、廃棄物処理法に基づく「新宿区一般廃棄物処理基本計画」との整合を取るものとします。

また、「新宿区食育推進計画」等の各種計画との整合を図るものとします。

(3) 計画期間

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度の 5 年間を計画期間とします。

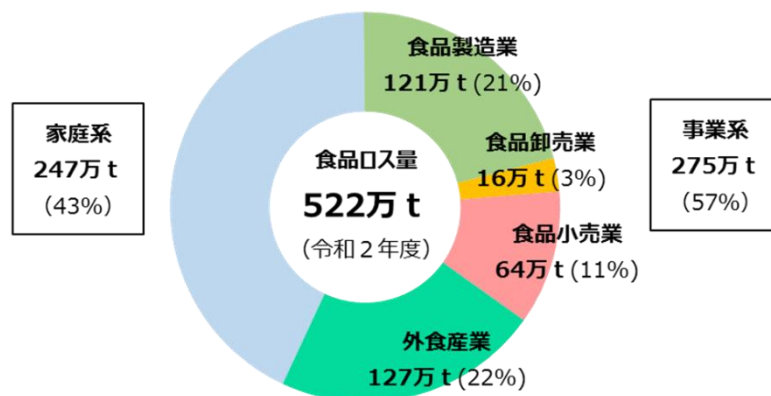
2 食品ロスの現況

(1) 国の現況

令和2（2020）年度の国内の食品ロス量は約 522 万 t（前年度比 48 万 t 減少）と推計されています。内訳としては、家庭系食品ロス量が約 247 万 t（前年度比 14 万 t 減少）、事業系食品ロス量が 275 万 t（前年度比 34 万 t 減少）であり、いずれも推計を開始した平成 24（2012）年度以降で最小となっています。

国内の食品ロス量を国民 1 人あたりに換算すると、1 日約 113 g、年間では約 41 kg となる計算で、これは年間 1 人あたりの米の消費量（約 53 kg）に近い量です。

図表 5-1 国内の食品ロス量（令和2（2020）年度）



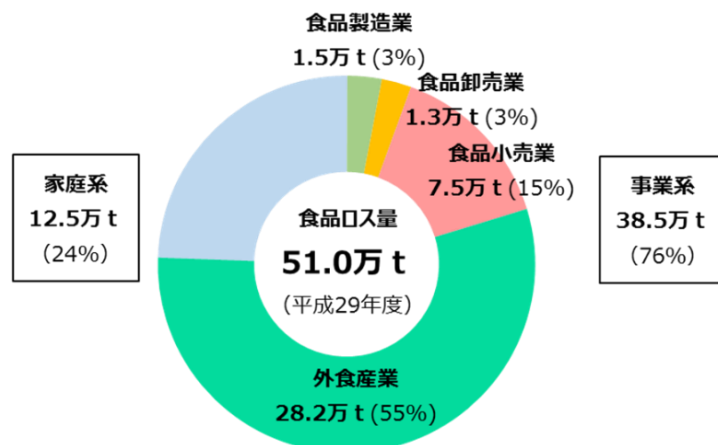
資料：農林水産省HP

(2) 東京都の現況

平成 29（2017）年度の都内の食品ロス量は約 51 万 t と推計されています。内訳としては、家庭系食品ロス量が約 12.5 万 t、事業系食品ロス量が 38.5 万 t となっています。

特徴としては、食品ロス全体に占める事業系の割合が国内では約 5 割であるのに対し、都内では 7 割以上と多くなっています。また、外食産業から発生する食品ロス量が特に多く、事業系食品ロス 38.5 万 t のうち、28.2 万 t と 7 割以上を占めています。

図表 5-2 都内の食品ロス量（平成29（2017）年度）



資料：東京都食品ロス削減推進計画

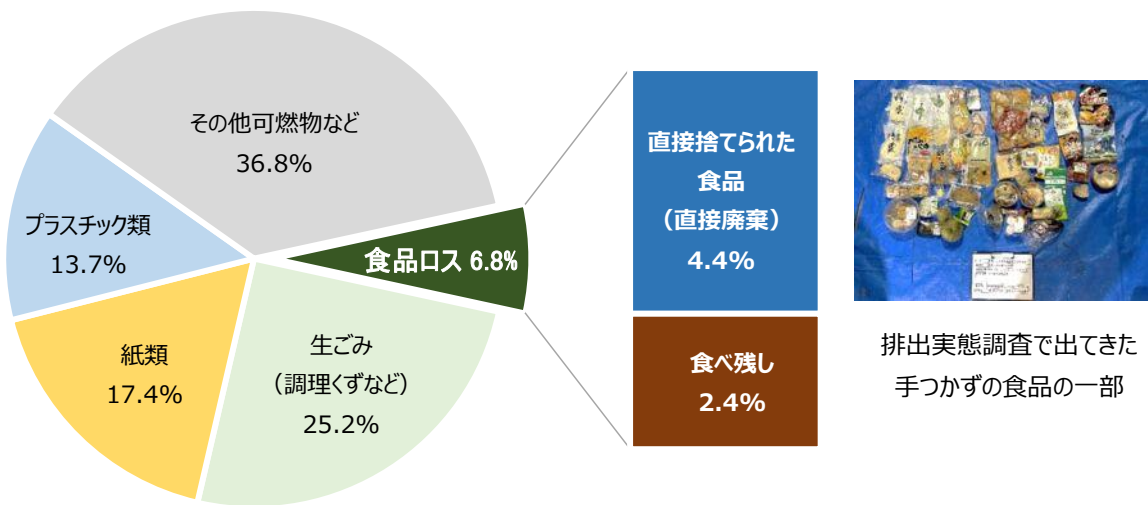
(3) 新宿区の現況

① 家庭系食品ロス

令和 3 年度資源・ごみ排出実態調査（ごみ組成分析調査）では、可燃ごみに占める食品ロスの割合は 6.8%でした。内訳としては、消費期限・賞味期限切れなどで直接廃棄された食品が 4.4%、食べ残しが 2.4%です。令和 3 年度の区の可燃ごみ収集量 64,498 t にこの比率を適用すると、家庭系食品ロス発生量は年間約 4,390 t と推計されます。

図表 5-3 区内の家庭系食品ロス量（令和 3（2021）年度）

可燃ごみ中の食品ロス割合



資料：新宿区資源・ごみ排出実態調査

家庭系食品ロス発生量（推計値）

令和 3 年度
燃やすごみ排出量

64,498 t



燃やすごみ中の
食品ロス割合

6.8%



家庭系食品ロス発生量
(令和 3 年度)

約 4,390 t

区民一人 1 日あたり約 35 グラムを廃棄
(ロールパンおよそ 1 個分)



②事業系食品ロス

平成 29（2017）年度の都内の事業系食品ロス発生量は 38.5 万 t と推計されています。

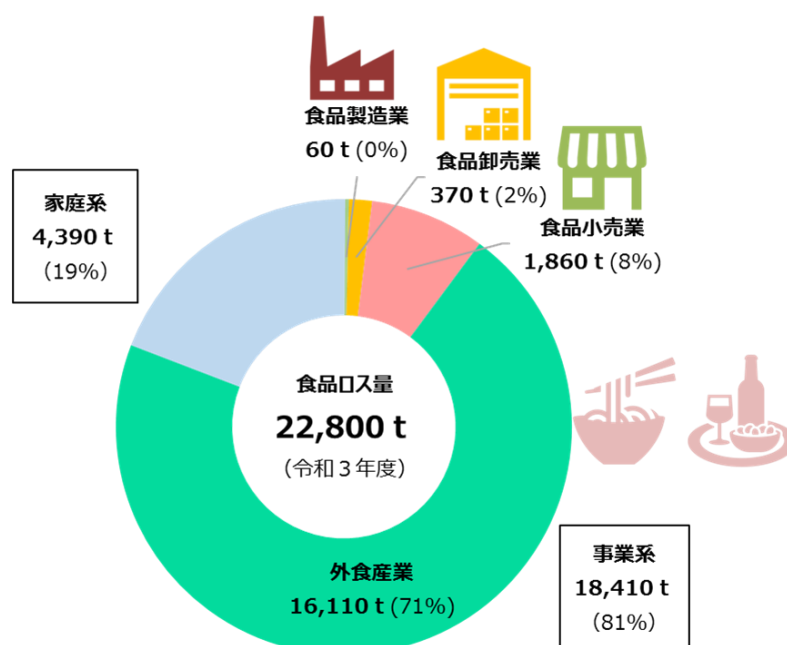
これをもとに、都全体に占める新宿区の食品関連産業の売上高比率（「平成 28 年度経済センサス活動調査結果」より）、さらに平成 29（2017）年度以降の事業系ごみ（持込ごみ）量の変化率より、区内における令和 3（2021）年度の事業系食品ロス量は 18,410 t と推計されます。

③区内の食品ロス発生量

①及び②より、区内の家庭と事業所から排出される令和 3（2021）年度の食品ロス量は、併せて約 22,800 t と推計されます。

特徴としては、食品ロス全体に占める事業系の割合が 8 割以上であり、国や都よりも高くなっています。また、事業系食品ロスに占める外食産業の割合についても、国や都より高く、18,410 t のうち 16,110 t と 8 割以上を占めています。

図表 5-4 区内の食品ロス量（令和 3（2021）年度）

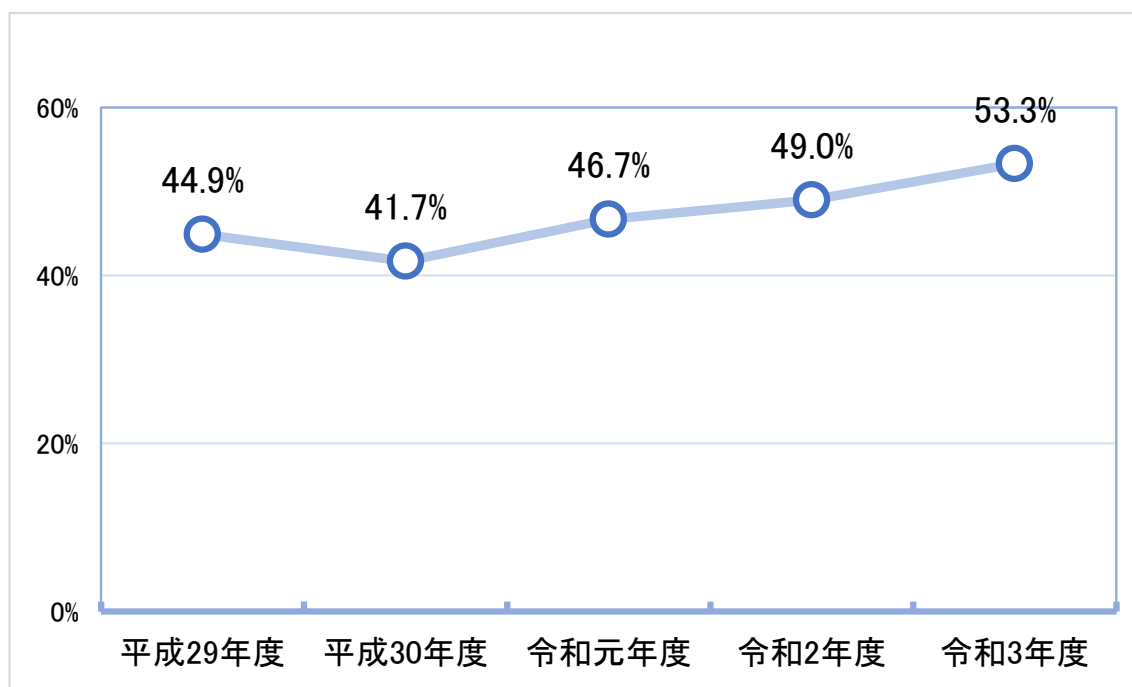


④区民の食品ロス削減に向けた行動

区が毎年度実施している「区政モニターアンケート調査」では、食品ロスの削減に関する区民行動について継続的に質問しています。

図表 5-5 は「実際に行っている 3R 行動」の中で、「食品ロスを出さないような取組を行っている」と回答した人の割合の過去 5 年間の推移です。平成 30（2018）年度の 41.7%から徐々に伸びており、令和 3（2021）年度には 53.3%となっています。

図表 5-5 「食品ロスを出さないような取組を行っている」区民の割合



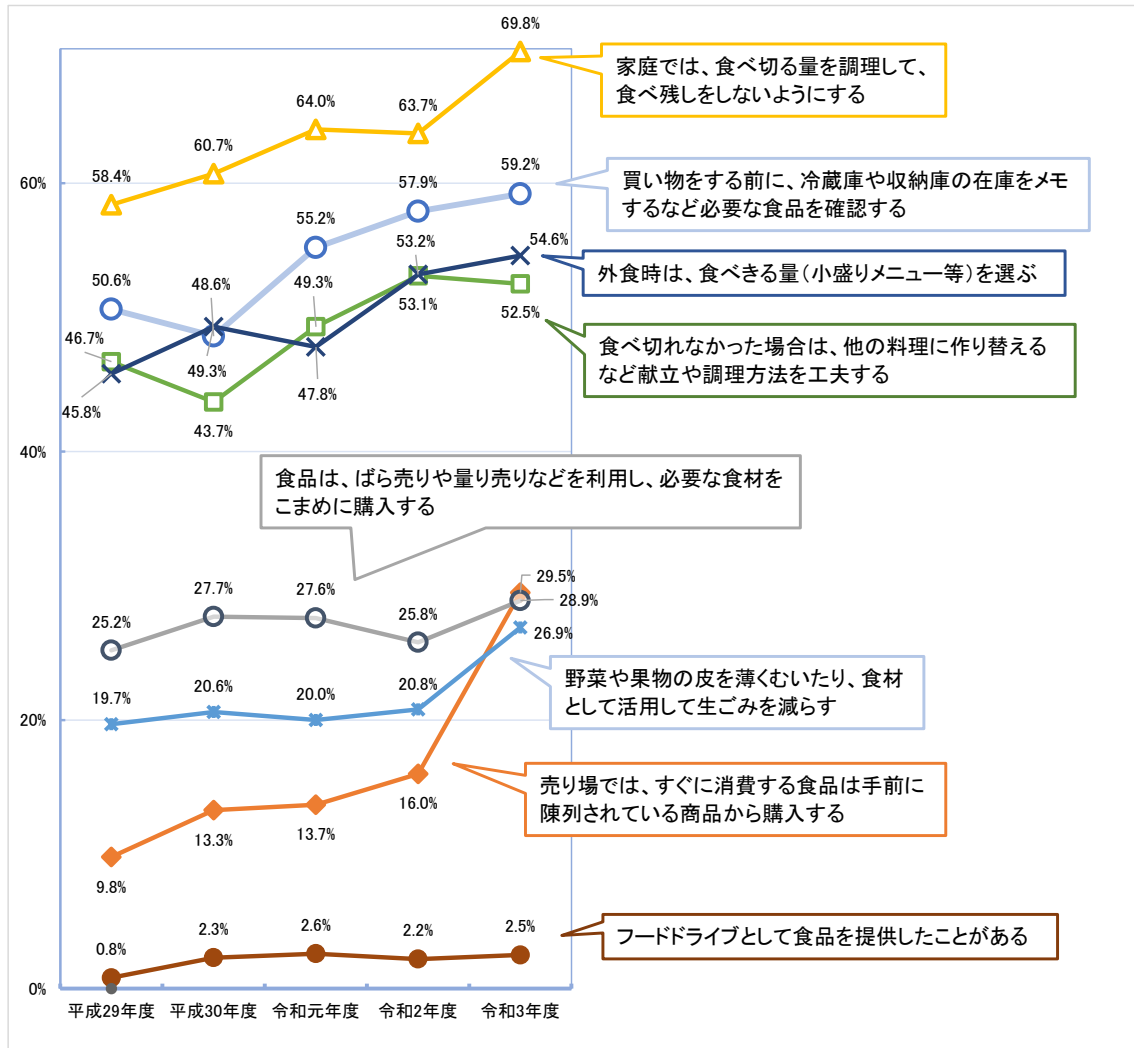
資料：新宿区区政モニターアンケート調査報告書

また、図表 5-6 は食品ロス削減のための行動別の実施割合の推移です。どの行動も概ね実施割合が右肩上がりの傾向を示しており、食品ロス削減の取組が広がりつつあることが分かります。

「家庭では、食べきる量を調理して、食べ残しをしないようにする」と答えた区民の割合は一貫して最も多くなっていますが、特に令和 3 年度には約 7 割まで上昇しています。「売り場では、すぐに消費する食品は手前に陳列されている商品から購入する」、いわゆる「てまえどり」の行動も、令和 3 年度に大きく伸びて約 3 割の区民が実践しています。フードドライブへの参加は平成 30 年度以降概ね 2.5%（区民の 40 人に 1 人）前後となっています。

このように食品ロス削減に取り組む区民が増えている背景には、国内外の食品ロス問題がメディアで頻繁に取り上げられるようになり「食品ロス」や「フードロス」といった言葉が浸透してきたこと、食品関連の企業も SDGs 等の観点から食品ロス削減を積極的に打ち出すようになってきたことなどが挙げられます。

図表 5-6 食品ロスを減らすために行っていること



資料：新宿区区政モニターアンケート調査報告書（新宿区）

(4) 区におけるこれまでの食品ロス削減に向けた主な取組

①新宿区食品ロス削減協力店登録制度

食品ロスの削減に取り組む事業者（飲食店・ホテル等宿泊業・食品販売店）を「食品ロス削減協力店」として登録し周知することで、区民及びほかの事業者の意識啓発を図っています。

協力店にはステッカー及びポスターを配布し、区ホームページ等において店舗の取組について紹介をしています。

令和4年9月末現在、飲食店は49店舗、食品販売店は15店舗が協力店として登録されています。



食品ロス削減協力店ステッカー

②フードドライブの実施

フードドライブとは、各家庭などで余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々や施設等にボランティア団体やNPO団体が運営するフードバンクなどを通じて提供する活動です。

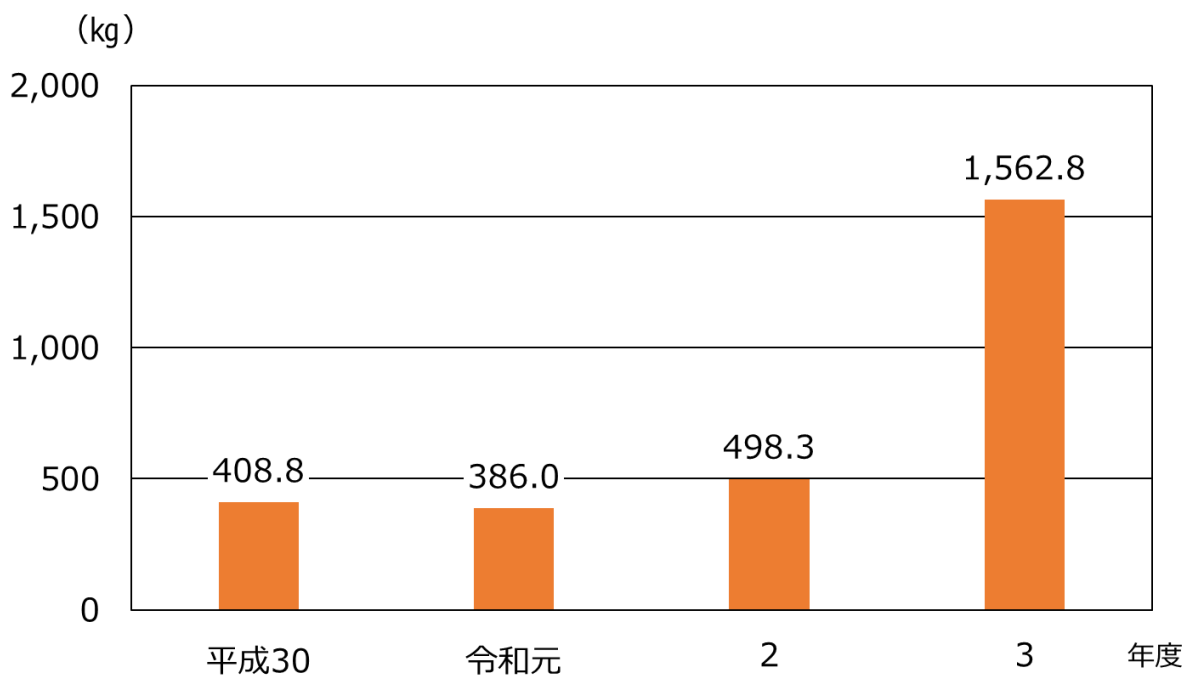
区では、新宿リサイクル活動センター及び西早稲田リサイクル活動センターにて月1回のフードドライブ受付窓口を開設しています。さらに、令和3年9月からは株式会社良品計画と連携協定を締結し、「MUJI 新宿（新宿3-15-15 新宿ピカデリー）」にフードドライブの常設窓口を設置しています。

常設窓口の増設による利便性向上などの要因により、令和3年度のフードドライブ受入量は約1,562.8kgとなり前年度の3倍以上となっています。



MUJI 新宿のリサイクルカウンター

図表 5-7 フードドライブ受入量



③食品ロス削減シンポジウム等の開催

食品ロスの現状やその取組について、区民・事業者が相互に認識を深めていくことを目的として、有識者による講演やワークショップを内容とするシンポジウム等を開催しています。



食品ロス削減シンポジウム

④リサイクル広報紙・パンフレット、区内大型ビジョン等による周知啓発

年 1 回発行のリサイクル広報紙「すてないで」やパンフレット等で、食品ロス削減の取組を呼びかけています。

また、主に食品ロス削減推進月間である 10 月に区内大型ビジョンにて周知啓発動画を放映しています。



アルタビジョンでの周知啓発

⑤フードシェアリングサービスとの提携

フードシェアリングとは、飲食店や販売店などで無駄になりそうな商品が出た場合、その情報を消費者に素早く、うまく届けることにより食品ロスの発生を減らす仕組みのことです。

区では、令和 2 年 10 月にフードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コーキッキングと「食品ロス削減の推進に関する連携協定」を締結し、区民にフードシェアリングの普及・啓発を進めています。スマートフォンアプリ「TABETE」を利用すると、店舗は廃棄されるような食品の情報を素早く消費者に提供でき、消費者は食品を安く購入することができます。



スマートフォンアプリ「TABETE」

⑥区防災備蓄食品のフードバンク等への提供

区が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品を、都が運用するマッチングシステムを通じて、希望するフードバンク等に引渡しを行っています。

図表 5-8 未利用食品マッチングシステム概要



資料：東京都環境局HP

3 基本的な考え方と計画目標

(1) 基本的な考え方

「もったいない」の意識のもと、区民・事業者・区が協働して食品ロスを削減し、資源循環型社会を目指す。

食品ロスが大量に発生することは、食べものを無駄にして「もったいない」ということ以外にも、燃やすことによつて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が増加するなど、地球環境への影響もあります。

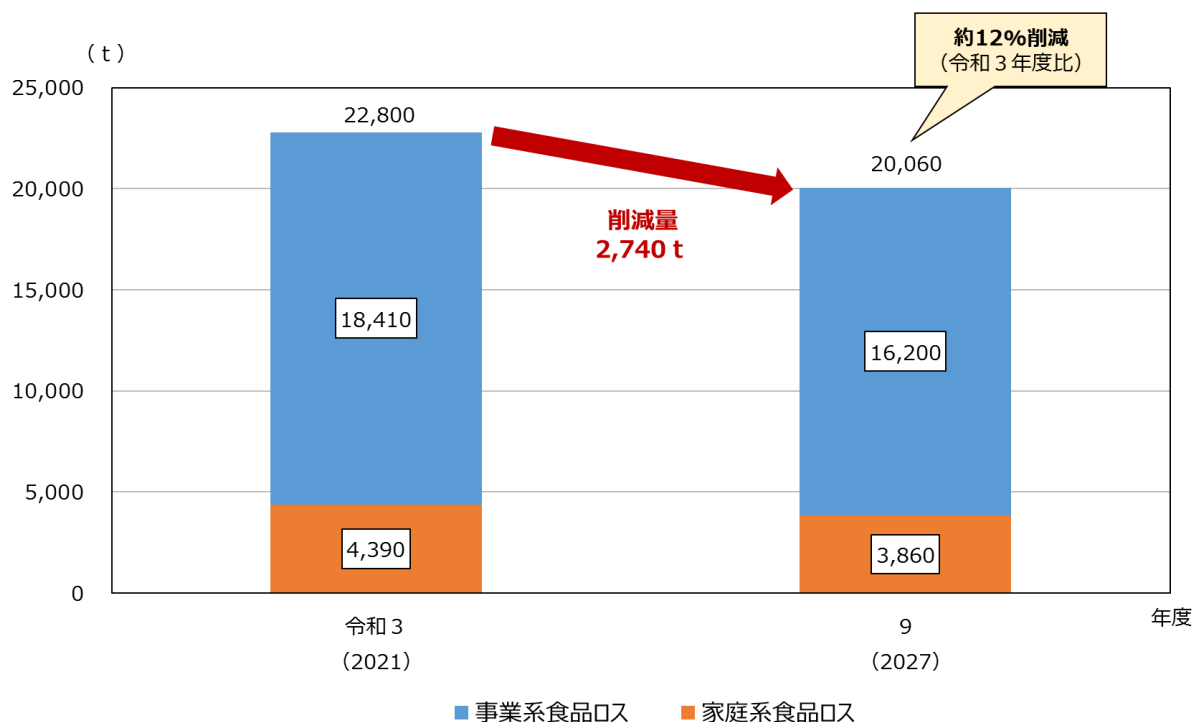
食品ロスが引き起こす問題を再認識し、区民・事業者・区が協働してそれぞれの役割を果たすことで、資源循環型社会を目指していきます。

(2) 計画目標

本計画における計画目標は下記のとおりとします。

令和9（2027）年度までに食品ロスを2,740 t（約12%）削減し、20,060 tを目指す。
【令和3年度比】

図表 5-9 食品ロス削減推進計画における計画目標



【目標設定の考え方】

都は、令和3（2021）年3月策定の「東京都食品ロス削減推進計画」において、「2030年目標として食品ロス半減（2000年度対比）」を掲げています。平成12（2000）年度の都の食品ロス量の推計値は約76万tであり、令和12（2030）年度の目標値は約38万tとなっています。平成29（2017）年度の都の食品ロス量の推計値は約51万tであり、令和12（2030）年度までの13年間で約13万t（約25%、1年あたり約2%）を削減することとなります。

区では、都の目標（削減割合）を踏まえ、令和9（2027）年度までに食品ロスを約12%（2%×6年間）削減（令和3（2021）年度比）することを目標とします。

4 各主体の役割

「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」には各主体に求められる役割と行動が明記されています。これらを踏まえて、本計画では各主体に求められる役割を以下のとおり設定します。

(1) 区民の役割

全体

- いま一度食べ物とその生産や調理等に携わった人達に感謝し、それを廃棄することに対する「もったいない」という気持ちを持ちます。
- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深めます。
- 食品ロスの削減に取り組む事業者の取組を理解するとともに、それらの商品、店舗の積極的な利用や過度な鮮度志向の見直し等消費者としてできることを実践し、事業者が食品ロスを含む食品廃棄物の削減に取り組みやすい環境づくりにつなげます。
- 食品ロスの削減に関する区の施策に積極的な参加・実践します。

買物時

- 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用期限を考慮し、使い切れる分だけ購入します。
- 食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切ります。

調理時

- 食材を計画的に使い切り、食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。
- 食べきれない量を調理することで、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてはリメイク等を行います。

外食時

- 適量注文により、料理を食べきります。
- 料理が残った場合には、飲食店等の説明をよく聞いた上で、自己責任で持ち帰ります。
- 食品ロス削減協力店を積極的に利用します。

(2) 事業者の役割

全体

- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、自らの事業活動から発生する食品ロスを把握するとともに積極的に食品ロス等の削減に努めます。
- 過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロス等の削減の推進に努めます。
- 区民に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。
- 区が実施する食品ロス等の削減に関する取組に積極的に協力するとともに、区民と連携協力してそれらの取組が推進されるよう努めます。
- 期限の迫った食品の値引きやフードシェアリングの活用等による売り切りの工夫を行うよう努めます。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うよう努めます。
- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、従業員等への啓発に努めます。
- 災害時用備蓄食料のフードバンク等への提供等により食品を有効に活用するよう努めます。
- 食品ロスに取り組んだ上で、やむを得ず発生する食品廃棄物は、飼料や肥料への利用等再生利用の推進に努めます。

食品製造業

- 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努めます。
- 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組むとともに、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組みます。
- 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進します。
- 消費実態に合わせた容量の適正化を図ります。
- 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進します。

食品卸売業・食品小売業

- サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組みます。
- 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をするとともに、季節商品については予約制にするなど、需要に応じた販売を行うための工夫をします。
- 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行うとともに、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行います。
- 食品小売業者においては、食品ロス削減協力店への登録に努めます。

外食産業

- 天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- 消費者が食べ切れる仕組み（小分けメニューや要望に応じた量の調整等）を導入します。
- 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行います。
- 食品ロス削減協力店への登録に努めます。

（3）区の役割

- 求められる役割を实践する区民や事業者が増えるよう、率先して食品ロス等の削減に向けた取組を实践します。
- 区民、事業者が行う取組に対し、積極的に支援します。
- 区民、事業者との連携強化を図り、各主体の協働による取組が促進されるよう、推進体制を整備します。
- 区内における食品ロスの実態や区民・事業者の意識・行動の変化等について、定期的に把握します。

5 取り組む施策項目

基本的な考え方にに基づき、区民・事業者が自身の役割に基づく具体的な食品ロス削減行動を実践できるように、区は、次の3つの柱を軸とした施策に取り組めます。

(1) 区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進
⑨ フードドライブの拡充
⑩ 食品関連事業者等の取組への支援
⑪ 関係団体との連携強化
(2) 食品ロス削減に関する普及啓発
③ 様々な情報媒体による食品ロス削減手法の発信
④ 食品ロス削減キャンペーンの実施
⑤ 食品ロス削減に関する教育
(3) 区としての率先行動
⑥ 食品ロス削減に向けた庁内啓発
⑦ 食品ロス削減に関する実態調査の実施
⑧ 食品廃棄物の有効利用
⑨ 防災備蓄食品の有効利用

(1) 区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

区民・事業者との連携により、未利用食品の活用や、外食・販売等で発生する食品ロスの削減を推進します。

①フードドライブ事業の拡充

●フードドライブ常設窓口の拡大

賛同する事業者等との連携により、フードドライブの常設窓口を増設し、認知度と利便性の向上を図るとともに、回収した未利用食品の新たな提供先の確保に取り組みます。

また、フードドライブの取組を区内全体に広げていくため、自主的にフードドライブを行う地域団体や事業者の取組を支援します。

●事業所の防災備蓄食品の有効活用

事業所の防災備蓄食品等の廃棄を防ぐため、事業所と食品を必要とする施設をマッチングする仕組みについて検討します。

②食品関連事業者等の取組への支援

●食品ロス削減協力店登録制度の拡充

食品ロス削減協力店について、店舗の取組を周知するガイドブックの作成・配布等により、更なる認知度向上を図ります。

また、協力店を利用する区民に対するインセンティブの導入（新宿エコ自慢ポイントの付与対象となる項目の追加など）について検討します。

●フードシェアリングサービス等の利用促進

食品の需要予測やフードシェアリング、食品の在庫や消費期限の管理など、ICT や AI 等を活用した食品ロス削減に効果的なサービスが近年増加しています。

これらサービスの提供者と連携した周知啓発により、区民・事業者への利用を促進します。

●食品リサイクルの促進

事業用大規模建築物への立入検査等の機会を通じて、食品リサイクルの導入を促進します。

③関係団体との連携強化

「新宿区 3 R 推進協議会」において、区民・事業者との定期的な情報共有・情報交換を行うことで、効果的な食品ロス削減事業の実施に繋がります。

また、食品ロス削減の推進役として、区内の大学・専門学校等と連携し、食品ロス削減に向けた協働プロジェクトについて検討します。

(2) 食品ロス削減の普及啓発

区民・事業者が食品ロス削減の必要性・重要性を理解し、自発的な食品ロス削減行動を促進していくため、継続的な普及啓発を行います。

① 様々な情報媒体による食品ロス削減手法の発信

広報新宿、SNS（LINE、Twitter等）、区内大型ビジョン、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、動画など様々な情報媒体を用いることで、買物時・調理時・外食時などの各場面におけるすぐ実践できる食品ロス削減の手法を区民へ広く効果的に発信します。

【発信内容（例）】

買物時	食品ロスになりやすい食材の保存方法、食品ロスを防ぐ冷蔵庫の整理方法
調理時	食材を使い切る食品ロス削減レシピ
外食時	適量注文・食べ切り・自己責任での持ち帰り 食品ロス削減協力店の利用
その他	フードシェアリングサービスの活用 食品ロスを防ぐ備蓄方法（ローリングストック法）

② 食品ロス削減キャンペーンの実施

食品ロス削減に関する関心を深めるため、「新宿区食品ロス削減協力店」や「新宿区3R推進協議会」の構成員をはじめとする区内事業者と連携し、「食品ロス削減推進月間」である10月に普及啓発キャンペーンを実施します。

③ 環境学習・教育の充実

食品ロス削減に関する講座を充実させることで、各地域で食品ロス削減を啓発する人材の育成を図ります。また、児童・生徒へ向けた食品ロス削減に関する学習教材を作成します。

(3) 区の率先した取組

区民や事業者の主体的な取組を促していくために、区が率先して食品ロス削減や食品リサイクルに取り組めます。

① 食品ロス削減に向けた庁内啓発

定期的な食品ロス削減の庁内啓発を行い、職員の意識醸成を図ります。

② 食品ロス削減に関する実態調査の実施

定期的な実態調査により、区内の食品ロスの実態を把握し、区民・事業者へ情報提供します。

③ 食品廃棄物の有効利用

学校給食などから発生する食品廃棄物について、引き続きリサイクルを実施します。

④ 防災備蓄食品の有効利用

区が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品について、引き続き、都が運用するマッチングシステムを活用し、フードバンク等に引渡しを行うなどの有効利用を図ります。

第6章 生活排水処理基本計画

1 現状

区内における下水道普及率は100%となっています。

なお、浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については許可業者により処理されています。

図表 6-1 し尿くみ取り実績の推移

年度	平成 29	30	令和元	2	3	4
くみ取り戸数	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸

※平成 28 年度の 2 戸を最後に、区内のし尿くみ取り戸数は 0 戸となっています。

2 基本方針

区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿やし尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

3 処理方法

現在、家庭からのくみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、区が収集・運搬を行います（平成 25 年度から新宿区内で発生する家庭からのし尿は、近隣区との共同処理としました）。

浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬し、処分は、東京二十三区清掃一部事務組合又は一般廃棄物処分の許可業者が行っています。

図表 6-2 生活排水処理の流れ

